

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百二十二号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。
第四十五条の二中「中野区」の下に「豊島区」を加える。

附則

（施行期日）

1 この政令は、令和五年二月一日から施行する。
（許可、認可、措置等の効力）

2 この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に対して行っている許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の三第一項及び第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。）の長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の長等の行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の長等に対して行った許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

条

約

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書をここに公布する。

御名 御璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

条約第三号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書

日本国政府及びスイス連邦政府は、

二千十年五月二十一日にベルンで署名された議定書によって改正された千九百七十一年一月十九日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約（以下「条約」という。）及び条約の不可分の一部を成す二千十年五月二十一日にベルンで署名された議定書（以下「条約の議定書」という。）を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

条約前文中「所得に対する租税」に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、」を次のように改める。

「両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

第二条

条約第二条1(a)を次のように改める。

- (a) 日本国については、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 復興特別所得税
 - (iv) 地方法人税
 - (v) 住民税
- （以下「日本国の租税」という。）

第三条

条約第三条1(h)を次のように改める。

(h) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送（当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。）をいう。

条約第三条1(j)(ii)を次のように改める。

(ii) スイスについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

第四条

条約第五条2(e)を削る。

条約第五条2の次に次の3を加える。

3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。

条約第五条4中「5」を「6」に、「3」を「4」に改める。

条約第五条3、4、5及び6をそれぞれ同条4、5、6及び7とする。